

# 委員会規約

昭和 46 年 4 月 20 日 制 定

昭和 58 年 7 月 26 日 一部改正

昭和 60 年 11 月 21 日 一部改正

## (委員会の設置)

第 1 条 本組合は、定款第 7 条の事業の円滑な運営を図るため、委員会を置く。

## (目 的)

第 2 条 委員会は、理事会の諮問に応じ、又は、その部門に属する事項に関し、理事会に意見を具申する。

## (種 類)

第 3 条 委員会の種類は次の通りとする。

- (1) システム・金融委員会
- (2) 企画販売委員会
- (3) 教育研修委員会

## (委 員)

第 4 条 各委員会の委員の数は 5 人以上 15 人以内とし、組合員のうちから理事会の議を経て理事長が委嘱する。

- 2 委員の任期は 2 年とする。ただし、重任を妨げない。

## (委員会)

第 5 条 委員のうち 1 人を委員長、3 人以内を副委員長とし、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 4 委員長及び副委員長がともに事故があるときは、委員の互選によりその代行者を定める。

## (委員会の招集)

第 6 条 委員会は必要に応じ、委員長が招集する。

## (委員会の議事)

第 7 条 委員会の議事は、出席者(議長を除く)の過半数で決し、可否同数のときは、

議長の決するところによる。

(委員の秘密保持義務)

第 8 条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。

(特別利害関係人の議決参加)

第 9 条 委員会の議事につき、特別の利害関係がある委員は、その議決に加わることができない。

## システム・金融事業規約

(目的)

- 第 1 条 この金融事業に関する規約は、本組合が定款第 7 条第 2 号及び第 3 号に掲げる事業（以下「金融事業」という。）を行うために必要な手続、方法その他の事項について定め、もって金融事業の円滑なる運営を図ることを目的とする。
- 2 このシステム事業に関する規約は、本組合の事業運営に伴う I T 推進に関する事業を行うために必要な事項を定め、円滑なる運営を図ることを目的とする。
- (1) 組合員の I T 推進に関する研究。
- (2) 組合事業の I T 化推進。
- (3) その他 I T に関連に付随する事業。
- 3 この規約に定めのない事項については、システム・金融委員会の議を経て理事会が決定する。

(資金)

- 第 2 条 金融事業に必要な資金は、組合の自己資金及び取引金融機関からの借入金をもって充てる。

(資金の借入)

- 第 3 条 取引金融機関からの前条の資金の借入及び借入の条件等については、システム・金融委員会の議を経て理事会が決定する。

(連帯保証)

- 第 4 条 本組合は、第 2 条の資金の借入に際して必要があると認めるときは、理事又は組合員の全部又は一部に対し、連帯保証人となるべきことを請求することができる。

(貸付の種類)

- 第 5 条 組合員に対する事業資金の貸付の種類は次に掲げるものとする。
- 1 証書貸付
- 2 手形貸付
- 3 手形の割引

(貸付の制限)

- 第 6 条 1 組合員に対する貸付限度は毎事業年度の当初に総会の議決を経て、これを定める。

(担保及び保証人)

第 7 条 本組合は、前条の貸付に際して、必要があると認めるときは、組合員から担保を提供させ、又は連帯保証人を立てさせることができる。

2 保証人の数は 2 名とし、申込人の相互保証は認めない。

3 担保に提供することができる物件は、土地、建物及び有価証券等とする。

(借入の申込)

第 8 条 組合員が事業資金を借り入れようとするときは、事業資金借入申込書に必要な書類を添えて、本組合に提出しなければならない。

2 前項の事業資金借入申込書の様式及び必要な添付書類は、別に定める。

(貸付の決定)

第 9 条 前条の申込みを受けたときは、本組合は、次の事項を調査してシステム・金融委員会の意見を聴き、理事会において貸付の種類、貸付の条件等を決定する。申込金の額とその組合員に対する貸付金の未償還額との合計額が、その組合員の持分の額に満たないときは、同項の調査を省略することができる。

(1) 事業の状況

(2) 申込金の使途及びその効果

(3) 事業計画及び資金計画

(4) 返済計画

(5) 担保物件

(6) 保証人の保証能力

(7) 手形の割引にあっては、その手形の振出人又は裏書人の状況

(担保物件の評価)

第 10 条 担保物件の評価は、時価の 6 割以内において決定する。

(担保の増加)

第 11 条 本組合は、貸付期間内に担保条件の時価が低落した場合において必要があると認めるときは、その組合員に対して、担保物件を増加すべきことを請求することができる。

(担保物件に関する届出)

第 12 条 組合員が事業資金の貸付を受けた後において、その提供した担保につき改造、滅失、毀損、設置場所の変更その他重大な変更があったときは、その組合員は、遅滞なく、その旨を本組合に届けなければならない。

(公正証書作成費用等の負担)

第 13 条 貸付実行のための公正証書作成に必要な費用及び担保物件の鑑定に必要な費

用は、貸付を受けようとする組合員が負担しなければならない。

(貸付の期間、償還の方法)

第 14 条 貸付期間は、6 ヶ月以内とし、償還の方法は一時又は分割とする。

(貸付金の利率)

第 15 条 組合員に対する貸付金の利率は、年 9 .1 パーセント以内とする。

(積立預金)

第 16 条 事業資金の貸付を受けた組合員は、借入れた金額の 3 パーセントを組合に預ける。組合は、組合員からの預り金を取引金融機関に預金しなければならない。

(期限前償還)

第 17 条 本組合は、貸付を受けた組合員が次の各号の一に該当するときは、償還期間の満了前であっても、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- (1) 貸付金を貸付の目的以外に使用したとき
- (2) 貸付金の償還又は利息の支払を怠ったとき
- (3) 第11条に規定する請求に応じなかったとき
- (4) 本組合を脱退し、又は脱退の予告をしたとき
- (5) 信用が著しく低下したとき

(債務の保証)

第 18 条 取引金融機関に対する組合員の債務の保証は、次に掲げる債務について行うものとする。

- (1) 手形に対してなす保証は 6 ヶ月以内のもの
- (2) 証書に対してなす保証は期日 2 年以内のもの

(債務保証の制限)

第 19 条 1 組合員に対する保証限度は、毎事業年度の当初に総会の議決を経て、これを定める。

(債務保証の申込)

第 20 条 組合員が債務の保証を受けようとするときは、債務保証申込書に必要な書類を添えて本組合に提出しなければならない。

2 前項の債務保証申込書の様式及び必要な書類は、別に定める。

(債務保証の決定)

第 21 条 前条の申込みを受けたときは、本組合は、次の事項を調査してシステム・金融委員会の意見を聞き、理事会において決定する。

- (1) 事業の状況

(2) 債務の額及びその内容

(3) 債権者たる取引金融機関の名称及びその組合員との取引状況

(債務保証手数料率)

第 22 条 組合員に対する債務の保証手数料は、保証金額の 1 パーセントとする。

(貸付期間の延長)

第 23 条 貸付を受けた組合員が、やむを得ない事情により、貸付期間内に償還金の全部又は一部を支払うことができないときは、システム・金融委員会の議を経て、理事会において貸付期間の延長を決定することができる。

2 前項の決定に基づき、貸付期間が延長せられたときは、延長せられた日数に応じ、年 14.5 パーセント以内の割合で延滞利息を課することができる。

(貸付条件の変更)

第 24 条 貸付を受けた組合員は、やむを得ない事情があるときは、貸付条件の変更を申請することができる。

2 前項の申請があったときは、本組合は理事会の議を経て、その申請の内容の全部若しくは一部を承認し、又は新たな条件を附することができる。

(債権の取立受任)

第 25 条 本組合は、取引金融機関から組合員に対する債権の取立に関する委任の申込みがあったときは、システム・金融委員会の意見を聴き、理事会においてその受任の諾否を決定する。

(金融の斡旋)

第 26 条 本規定に定める範囲を超えて融資を受けたい組合員に対しては、システム・金融委員会において審査の上、取引金融機関に斡旋することができる。その時、理事は原則として連帯保証をしない。

2 斡旋手数料は無料とする。

# 企画販売事業規約

(目的)

第 1 条 この規約は、本組合が定款第 7 条第 1 号に掲げる事業を行うために必要な手続、方法その他の事項について定め、もって取引商品の企画、会員への販売促進および共同購買事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 この規定に定めのない事項については、そのつど理事会において決定する。

(取扱商品の範囲)

第 2 条 本組合が選定する企画販売品および購買品の種類は、各年度の事業計画に掲げた範囲内であることを原則とする。

(購買・販売の区分)

第 3 条 企画販売および購買に基づく販売の方式は、品目の実情に応じて下記の区分のいずれかによるものとする。

- (1) 紹介商品 組合において取引条件等の統一設定をせず、組合員に対して商品紹介のみを行うもの。
- (2) 斡旋商品 組合において取引条件を統一設置し、取引は組合員の個々にゆだねるもの。
- (3) 販売商品 取引の統一条件の設定はもちろん組合員に対する販売集金等一切の業務を行うもの。
- (4) 消耗物品 商品以外の組合員が使用する消耗物品の斡旋配布を行うもの。

(取扱い条件)

第 4 条 企画販売品および購買品の数量、取引先、販売価格、その他購買に関する重要な事項は、企画販売委員会の選定に基づいて理事会が決定する。

(取扱品の受注と販売)

第 5 条 本組合は、決定した企画販売品および購買品の内容、取引条件等を組合員に対してすみやかに伝達周知せしめなければならない。

(組合の手数料)

第 6 条 企画販売および購買に関する本組合の手数料は、最終販売価格の 5 パーセント以内とする。但し、紹介商品については手数料をとらない。

(代金の請求)

第 7 条 本組合が組合員に販売した物品の代金、手数料その他これに伴う諸費用は、毎月末に締切り各組合員ごとに請求する。

第 8 条 本組合は購買にあたって必要あるときは、当該品の注文を受けた組合員からその代金の一部又は全部を受注と同時に組合に納入すべきことを請求することができる。

(代金の納入)

第 9 条 組合員は、前 2 条の請求を受けたときは、そのつど指示された方法によって、遅滞なく代金を本組合に納入しなければならない。

第 10 条 正当な理由なく代金の支払いが遅延したときは、その組合員に対して金融事業規約に定める貸付金利に準ずる利子を請求することができる。

(事業利用の拒否)

第 11 条 本組合は、代金の納入が著しく遅延した組合員に対しては、理事会が必要と認めた場合企画販売事業の利用を拒むことができる。

(損害の免責)

第 12 条 本組合は、本組合の責に帰することの困難な事由によって生じた企画販売品及び購買品の損害については、その責を負わないものとする。



## 教育研修事業規約

(目 的)

第 1 条 この規約は、本組合が第 7 条第 5 号に掲げる事業を行うために必要な事項を定め、教育研修事業の円滑なる運営を図ることを目的とする。

2 この規約に定めのない事項については理事会において決定する。

(教育研修事業)

第 2 条 組合員の教育研修に関する事項として次の事業を行う。

- (1) 経営、税務、労務等の講習会
- (2) 商品知識の普及を図るための研究会
- (3) 商品の説明
- (4) 機関誌の発行
- (5) 新商品のメーカー開発状況の研究
- (6) 市場調査、新教材による教育状況の調査、研究